

岡山県吉備中央町立加賀中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・昨年度におけるいじめの認知件数は2件である。しかし、自分の気持ちを相手にうまく伝えられなかったり、相手の気持ちを考えない言動をしたりして、生徒間でトラブルになることがある。また、約8割の生徒がスマートフォンやパソコン等でネットを利用できる環境がある。
- ・いじめはどの学校でも起こりうるという認識のもと、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた継続的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会は、校長・教頭・生徒指導主事に加えて、養護教諭・スクールカウンセラーで組織する。また、この委員会には、必要に応じて該当生徒の担任等が加わることとする。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを指導する。また、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために、定期的にアンケートを実施し、状況を的確に把握する。また、教育相談週間を設定したり、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努めたりすることで、生徒が相談しやすい校内体制の工夫をする。ここで得られた情報は教職員間で共有する。
- <重点となる取組>**
- ・教職員がいじめの兆候を発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図るため、校内でいじめに関する研修を実施する。
 - ・人権集会などの生徒会が実施する取り組みを支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・生徒のインターネット利用の実態を踏まえ、全校の生徒に対して、情報モラルに関する指導や、ソーシャルスキルトレーニングを計画的に実施する。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>**
- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、学級懇談会などでいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。
 - ・学校運営協議会委員の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供をしていただき、いじめの早期発見に努める。
 - ・参観日などに、ネット上のいじめの問題やスマートフォンの正しい使い方等についての啓発を行う。
 - ・学校便りなどに、学校の教育相談の窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>**
- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>**
- ・月2回開催(生徒指導委員会と同日)
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>**
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は職員朝礼等で伝達。
- <構成メンバー>**
- ・校外
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
 - ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等
自立応援コーディネーター

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>**
- ・町教育委員会
- <連携の内容>**
- ・保護者支援のための専門スタッフの派遣
 - ・ネット・トラブルによる監視
- <学校側の窓口>**
- ・教頭
- <連携機関名>**
- ・岡山北警察署
- <連携の内容>**
- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口>**
- ・校長、生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(教職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のため、いじめや生徒のインターネット利用の留意点等について研修を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会において、生徒会主催の、いじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等において、生徒全員が活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報モラルに関する授業を、全学年において、年3回行う。(道徳・学活・外部講師による特別授業)
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためにアンケートを実施し、年3回の定期教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーとその活動を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かい声掛けを行い、生徒がいつでも相談できるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、職員朝礼で報告することで、情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTAを対象とした講演会等を開催することで、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときには、速やかにいじめの事実の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的な対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったと確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、生徒及び保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。